

入 札 説 明 書

中部地方整備局の「H 2 2 浜松地方合同庁舎顧客満足度調査資料作成業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 平成 2 2 年 4 月 1 日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 富田 英治

名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号

3. 業務の概要

(1) 業 務 名 H 2 2 浜松地方合同庁舎顧客満足度調査資料作成業務
(電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、浜松地方合同庁舎（H 2 0 . 1 1 完成）の利用者（職員及び一般利用者）、地域住民等に官庁施設の整備を踏まえたアンケート調査を実施し、取りまとめ等を行う業務である。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

次に掲げる関係者等へのアンケート調査票の配布・回収・集計

- ・ 浜松地方合同庁舎入居官署の職員
- ・ 浜松地方合同庁舎関係業者（清掃・保守管理・守衛・食堂等）
- ・ 浜松地方合同庁舎一般利用者
- ・ 浜松地方合同庁舎入居官署関係団体（税理士会・法人会・弁護士会等）
- ・ 浜松地方合同庁舎（シビックコア地区）地域住民（自治会・町内会等）等

※その他詳細については、特記仕様書による。

(4) 履行期限 平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日

(5) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで利用できる I C カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締

結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局 総務部契約課

〒460－8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

TEL 052-953-8138 FAX052-953-8199

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

・特記仕様書 II 6. 成果物及び提出部数等による。

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設コンサルタント業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡

を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は、別表①を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 12 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務及び軽微な設計業務（契約額 100 万円未満）並びに役務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：官庁施設等の調査資料作成業務

なお、官庁施設等の調査資料作成業務とは、国が発注した施設評価資料作成業務、官庁施設整備計画調査業務、合同庁舎整備計画調査業務、シビックコア地区調査検討業務、地域整備構想検討資料作成業務、官庁施設現

況調査資料作成業務、官庁施設防災カルテ作成業務などの業務をいう。

類似業務：公共建築物等に関する調査資料作成業務、あるいは建築設計業務

なお、公共建築物等に関する調査資料作成業務とは、国又は地方公共団体並びに政府調達機関が発注した建築物又は公園施設整備に関する調査資料作成業務や利用者・住民等のアンケート調査、利用状況調査、住民意識調査などの業務をいう。

※同種業務又は類似業務は、対象施設が競争参加資格確認申請書の提出期限までに完了したものとし、軽微な設計業務（契約額100万円未満）及び役務は対象外とする。

（４）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

また、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

- ・一級建築士
- ・建築設備士
- ・一級施工管理技士（建築、電気工事、管工事のいずれかによる。）
- ・技術士（総合技術監理部門、建設部門、電気・電子部門、水道部門、衛生工学部門、機械部門（流体工学又は熱工学）のいずれかによる。）
- ・上記記載の各資格と同等以上の資格を有すると認めた者。

※なお、各資格と同等以上の資格を有すると認めた者とは次のとおり。

- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの。

（５）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務を、元請けとして実施した1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務及び軽微な設計業務（契約額100万円未満）並びに役務の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：官庁施設等の調査資料作成業務

なお、官庁施設等の調査資料作成業務とは、国が発注した施設評価資料作成業務、官庁施設整備計画調査業務、合同庁舎整備計画調査業務、シビ

ックコア地区調査検討業務、地域整備構想検討資料作成業務、官庁施設現況調査資料作成業務、官庁施設防災カルテ作成業務などの業務をいう。

類似業務：公共建築物等に関する調査資料作成業務、あるいは建築設計業務

なお、公共建築物等に関する調査資料作成業務とは、国又は地方公共団体並びに政府調達機関が発注した建築物又は公園施設整備に関する調査資料作成業務や利用者・住民等のアンケート調査、利用状況調査、住民意識調査などの業務をいう。

※同種業務又は類似業務は、対象施設が競争参加資格確認申請書の提出期限までに完了したものとし、軽微な設計業務（契約額100万円未満）及び役務は対象外とする。

（6）配置予定管理技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

1）本業務の入札公告日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、本業務の入札公告日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 当該配置管理技術者と同等以上の地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3）本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合には、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、

入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去５年以内の同種業務で地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上の業務における管理技術者としての経験を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(７) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制

(８) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・再委託先である協力事務所が、中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が、指名停止期間中でないこと。
- ・配置予定管理技術者は、競争参加資格申請書の提出者の組織に所属していること。

なお、主たる業務とは、総合的な企画・判断・集計・解析並びに業務遂行管理部分をいう。

(９) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

５．担当部局

〒 460-8514 名古屋市中区三の丸２丁目５番１号

国土交通省 中部地方整備局

- ①契約手続きに関すること：総務部契約課

電 話 052-953-8138 F A X 052-953-8199

メールアドレス：keiyaku@cbr.mlit.go.jp

- ②競争参加資格確認申請書等の作成に関すること：営繕部技術・評価課

電 話 052-953-8194 F A X 052-953-8244

メールアドレス : gihyou@cbr.mlit.go.jp

6. 競争参加資格確認申請書等の提出等

(1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」(様式1)及び「資料」(様式2～7)、技術提案書フィールドに「技術提案書」(様式8～10)をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が3MBを超える場合は、郵送(書留郵便に限る。)、又はFAXで提出すること。郵送又は伝送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送又はFAXで提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

- ① 郵送又はFAXする旨の表示
- ② 郵送又はFAXする書類の目録
- ③ 郵送又はFAXする書類のページ数
- ④ 発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送(書留郵便に限る。)すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・ 提出期間 : 別表②のとおり。
- ・ 提出先 : 5. ①と同じ。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を営繕部建設コンサルタント選定委員会において行う。

- (4) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

(5) その他

- ①競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。
- ④提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 5. ②と同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、支出負担行為担当官中部地方整備局長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5. ①に同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

8. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価（企業）
- 2) 基本事項評価（技術者）
- 3) 技術提案書

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格点の配分点は60点とする。

③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値（評価値）をもって行う。

（３）評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

（４）技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

①基本事項（企業）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された1件以上の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。		5
	※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、60点として扱う。		
	①70点以上	5	
	②65点以上70点未満	3	
	③60点以上65点未満	0	
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		5
	①施設が所在する静岡県内に本社(店)を有する。	5	

	②施設が所在する静岡県内に支社(店)、営業所を有する。	3	
	③上記以外（愛知県、岐阜県、三重県）に 本社(店)、支社(店)、営業所を有する。	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	技術提案書提出日が以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、営業停止処分以外は、中部地方整備局からの処分に限る。 ア) 営業停止又は指名停止期間処置後 6 ヶ月。 イ) 文書注意後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意後 1 ヶ月		－ 5
	①処分を受けていない	0	
	②処分を受けている	－ 5	

②基本事項（技術者）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 1 2 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された 1 件以上の平成 1 7 年 4 月以降の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、6 0 点として扱う。		5
	① 7 0 点以上	5	
	② 6 5 点以上 7 0 点未満	3	
	③ 6 0 点以上 6 5 点未満	0	
技術者信頼度（優良表彰）	平成 1 7 年 4 月以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。		5
	①優良表彰の受賞実績がある	5	
	②優良表彰の受賞実績がない	0	

③技術提案書

評価項目	評価基準	得点
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	15
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。	15
技術提案書 合計		30
総合計		60

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- （１）質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後、５．①に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：５．①と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

- （２）質問に対する回答は、質問を受理した日から５日以内（休日は含まない。）に電子入札システムにより回答するので確認すること。

なお、持参又は電子メールにより質問した者については、電子入札システムによる回答に加え、質問に対して電子メールでも回答を行う。

また、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：中部地方整備局総務部契約課

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- （１）入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

- （２）入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により中部地方整備局 総務部契約課まで持参すること。

- （３）開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

11. 入札方法等に関する事項

- （１）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金 免除。

（2）契約保証金 免除。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効等

（1）特記仕様書及び現場説明書等の交付（ダウンロード等）を受けない者は、入札に参加することができない。

（2）本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

①技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

[技術提案書]

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針に矛盾等があり、整合性が図られていない。

15. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 8 (1) により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

(2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の (1) から (4) について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の 1) 及び 2) を実施するものとする。なお、1) により配置する技術者は、公共建築設計情報システム（PUBDIS）に登録すること。

1) 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去 5 年間の同種業務における地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上の業務における業務管理者の経験を有する技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置管理技術者と同等以上の地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、浜松地方合同庁舎の事後評価が終了するまでとする。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

17. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面(様式は自由)により求めることができる。
- (2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日は含まない。)以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5. ①と同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

18. 再苦情申立て

- (1) 支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
 - ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
 - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

19. 手続きにおける交渉の有無 無。

20. 契約書作成の要否

別添契約書（案）により契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前払金 無 部分払 無

22. 火災保険付保の要否 否。

23. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ②と同じ

24. 競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

競争参加資格確認申請書等の様式は、別添（A4判）のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(1) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－1）により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式－2～7）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

①競争参加資格確認資料に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項

入札参加希望者の 業務拠点	・ 中部地方整備局管内の業務拠点を記載する。 ・ 記載様式は様式－３とする。
入札参加希望者の 同種又は類似業務 の実績	・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成１２年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、１件以上とする。 ・ 記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。
配置予定管理技術 者の経歴等	・ 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・ 手持ち業務は本業務の公告日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 また、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 記載様式は様式－５とする。
配置予定管理技術 者の同種又は類似 業務の実績	・ 配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・ 記載する業務は平成１２年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、１件以上とする ・ 記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をＡ４判１～３枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもＡ４判１枚程度の概要を添付すること。

業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－７とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。
--------	--

②業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、社団法人公共建築協会の「公共建築設計情報システム（PUBDIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

（３）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８～１０）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

①技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
------	------------

実施方針	・ 本業務の目的や内容を理解した上での実施方針（フローや工程表、課題・留意点・対応策、成果の品質向上対策等を含む）について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式－ 9 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 本業務の実施体制（経験者や専門技術者の配置・問題が生じた場合の対応やミス防止体制・業務遂行上の工夫等を含む）について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式－ 1 0 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。

25. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・ 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話 0 3 - 3 5 0 5 - 0 5 1 4
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、中部地方整備局総務部契約課 電話０５２－９５３－８１３８ へ連絡すること。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成２２年４月２３日
②	競争参加資格確認申請書等の提出期間	平成２２年４月２日から 平成２２年４月１６日までの１０時から１６時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成２２年４月２日から 平成２２年４月２７日までの１０時から１６時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成２２年５月６日１０時００分から 平成２２年５月７日１６時００分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成２２年５月１０日１０時００分 中部地方整備局総務部入札室

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 富田 英治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(担当者)

担当部署

氏 名

電 話

F A X

E-Mail

平成２２年４月１日付けで公告のありました「Ｈ２２ 浜松地方合同庁舎顧客満足度調査資料作成業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注）印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（３８０円）に相当する切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 富田 英治 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

H 2 2 浜松地方合同庁舎顧客満足度調査資料作成業務

競争参加資格確認資料

業種区分 建築関係建設コンサルタント

拠点所在地

業者コード

連絡先 担当部署

氏 名

T E L

F A X

E－Mail

平成 2 2 年 4 月 1 日付けで公告のありました「H 2 2 浜松地方合同庁舎顧客満足度調査資料作成業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が 3 MB を超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、又は F A X（締切日時必着）で提出すること。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

入札参加希望者

営業拠点等の所在地	
会社名	営業拠点等の所在地

※所在を証するものを添付すること。（建築士事務所登録証明書の写し、ＨＰの写し、パンフレット等。）

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	〇〇業務（同種業務又は類似業務を記載）
業務名	平成〇〇年度 〇〇〇〇〇調査資料作成業務
PUBDISの登録番号等	登録日：平成〇〇年〇〇月〇〇日（西暦〇〇〇〇年） 会社コード：〇〇〇〇〇〇〇〇 業務コード：〇〇〇〇〇〇〇〇 発注者コード：〇〇〇〇〇〇〇〇 ※業務カルテ受領書の写しを提出すること。
業務成績	〇〇点 ※業務成績評定通知書の写しを添付
優良業務表彰の有無	有り（又は無し） ※有りの場合は表彰状の写しを添付
契約金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円（消費税込み）
契約日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
履行期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
発注機関名 担当部署 住所 TEL	〇〇〇〇省 〇〇地方整備局 〇〇部 〇〇課 〇〇県〇〇〇市〇〇区〇〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
業務の概要	1. 業務種別：〇〇〇〇調査資料作成業務 （又は〇〇〇〇新築設計業務 等） 2. 調査対象施設又は調査対象者 等： （又は設計施設名称 等） 3. 調査箇所又は調査対象範囲 等： （又は所在地 等） 4. 調査内容又は資料作成内容 等： （又は建物用途・構造・階数・面積等） 5. アンケート配布部数 等 【主な業務内容】

※図面、写真等を引用する場合も含め、1件（業務）につきA4判1枚に記載する。

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※PUBDISに登録されていない業務や業務成績評定が実施されていない業務等は、業務内容等が確認できる契約書及び業務計画書、仕様書等の写しを添付する。

配置予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日) 一級建築士 第〇〇〇〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※合格証明書等の写しを提出すること。				
⑤手持業務の状況（平成２２年４月１日現在），契約金額500万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）				
業務名（PUBDIS登録番号）	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
1. 2. 3. 4. 5. ※業務カルテ受領書の写し又は契約書の写しを提出すること。				(契約金額合計 万円)
⑥平成１７年度から平成２１年度の技術者の優良表彰				
表彰年度	業務名	発注者	表彰者	

注：優良表彰があった場合、その写しを提出すること。

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	〇〇業務（同種業務又は類似業務を記載）
業務名	平成〇〇年度 〇〇〇〇〇調査資料作成業務
PUBDISの登録番号等	登録日：平成〇〇年〇〇月〇〇日（西暦〇〇〇〇年） 会社コード：〇〇〇〇〇〇〇〇 業務コード：〇〇〇〇〇〇〇〇 発注者コード：〇〇〇〇〇〇〇〇 ※業務カルテ受領書の写しを提出すること。
業務成績	〇〇点 ※業務成績評定通知書の写しを添付
優良業務表彰の有無	有り（又は無し） ※有りの場合は表彰状の写しを添付
契約金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円（消費税込み）
契約日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
履行期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
発注機関名 担当部署 住所 TEL	〇〇〇〇省 〇〇地方整備局 〇〇部 〇〇課 〇〇県〇〇〇市〇〇区〇〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
業務の概要	1. 業務種別：〇〇〇〇調査資料作成業務 （又は〇〇〇〇新築設計業務 等） 2. 調査対象施設又は調査対象者 等： （又は設計施設名称 等） 3. 調査箇所又は調査対象範囲 等： （又は所在地 等） 4. 調査内容又は資料作成内容 等： （又は建物用途・構造・階数・面積等） 5. アンケート配布部数 等 【主な業務内容】

※図面、写真等を引用する場合も含め、1件（業務）につきA4判1枚に記載する。

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※PUBDISに登録されていない業務や業務成績評定が実施されていない業務等は、業務内容等が確認できる契約書及び業務計画書、仕様書等の写しを添付する。

・業務実施体制

ただし、業務の主たる部分（総合的な企画・判断・集計・解析並びに業務遂行管理部分）を再委託してはならない。

分担業務の内容	備 考

注１：業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する

注２：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

なお、主たる部分とは、総合的な企画・判断・集計・解析並びに業務遂行管理部分をいう。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 富田 英治 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

H 2 2 浜松地方合同庁舎顧客満足度調査資料作成業務

技 術 提 案 書

業種区分 建築関係建設コンサルタント
拠点所在地
業者コード

連絡先 担当部署
氏 名
T E L
F A X
E－Mail

平成 2 2 年 4 月 1 日付けで公告のありました「H 2 2 浜松地方合同庁舎顧客満足度調査資料作成業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計技術提案書の容量が 3 M B を超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、又は F A X（締切日時必着）で提出すること。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

実施方針

- ※1 記載にあたっては、会社名が特定できるような記載を行わないこと。
- ※2 記載にあたっては、業務の目的、内容を踏まえ、取組方針や実施方法・創意工夫など、実施方針を具体的かつ簡潔に記載すること。
- ※3 業務実施における具体的なフローや工程表について、記載をすること。
- ※4 業務実施上の課題や留意点、対応策等について明確に記載をすること。
- ※5 成果の品質向上に関する内容について、具体的に記載をすること。
- ※6 A4判1枚以内で簡潔に記載する。
- ※7 本様式を提出するに当たり、欄外※1～7を削除してもかまわない。

業務実施体制

- ※１ 記載にあたっては、会社名が特定できるような記載を行わないこと。
- ※２ 記載にあたっては、業務の目的、内容を踏まえ、業務実施における各業務分担や担当配置など、適切な実施体制等を具体的かつ簡潔に記載すること。
- ※３ 専門的な技術者の配置や業務の経験などを具体的に記載すること。
- ※４ 問題が生じた場合の対応など妥当性のある記載をすること。
- ※５ 業務の実施体制における工夫など妥当性のある記載をすること。
- ※６ Ａ４判１枚以内で簡潔に記載する。
- ※７ 本様式を提出するに当たり、欄外※１～７を削除してもかまわない。